

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求控訴事件
国側当事者・国(笠岡税務署長、国税不服審判所長)

平成23年3月31日棄却・確定

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年9月14日判決、本資料260号-153・順号11509)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	首藤 晴久
同	大日南 宣彦
同	高木 幸典
同	米田 和弘
同	中島 ひとみ
同	林 嗣朗
同	赤堀 貴美
処分行政庁	笠岡税務署長
	吉田 憲一
同指定代理人	中岡 肇
同	沼田 美之
同	安藤 直人
処分行政庁	国税不服審判所長
	孝橋 宏
同指定代理人	金田 仁史
同	小橋 謙治

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 笠岡税務署長が平成20年12月22日付けでした控訴人の平成17年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額218万2232円、上場株式等に係る譲渡所得等の金額44万1163円、還付されるべき税額8859円を超える部分を取り消す。
- 3 笠岡税務署長が平成20年12月22日付けでした控訴人の平成18年分の所得税の更正処

分のうち、総所得金額 225万6808円、納付すべき税額 1万6200円を超える部分を取り消す。

4 笠岡税務署長が平成20年12月22日付けでした控訴人の平成19年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額 227万9676円、還付されるべき税額 5238円を超える部分を取り消す。

5 国税不服審判所長が平成21年11月5日付けでした控訴人の審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。

6 訴訟費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。

第二 事案の概要

一 本件は、控訴人が、勤務先から受給した給与等の金額から通勤に係る実費相当額を控除した金額を当該給与等の収入金額とし、当該収入金額からさらに給与所得控除額を控除して給与所得の金額を計算して申告したところ、笠岡税務署長が、給与所得の金額の計算上、通勤に係る実費相当額を非課税所得として給与等の収入金額から控除することはできないとして所得税の更正処分を行ったのに対し、控訴人が、①通勤に係る実費相当額等の必要経費を収入金額から控除できないのは、所得税の本来の目的を逸脱したものであり、また②同じ通勤に係る費用でありながら、正社員が通勤費として給与とは別途支給されるものには課税されず、非正社員が賃金に含めて支給されるものには課税されるというのは、不平等であり、違憲であること、③控訴人は、虚偽申告・不正をせず、職員の指導を受けて申告書を作成・提出したものであり、笠岡税務署長は督促照会等もせず上記申告を受理していたのであるから、笠岡税務署長は申告内容を認めていたものであり、本件の更正処分には信義則違反の違法があることを理由として、上記更正処分の取消し及び上記更正処分を不服として国税不服審判所長に対してした審査請求を棄却する旨の裁決の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したので、控訴人が控訴した。

二 前提事実

次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」（原判決3頁8行目から同5頁26行目まで）に記載したとおりであるから、これを引用する。

1 原判決3頁13行目「(乙)の次に「3、」を付加し、同17行目、同26行目及び同4頁8行目「控除した金額」をいずれも「控除した残額」と改める。

2 原判決4頁19行目「説明した上で、」の次に「平成20年5月から同年11月にかけて」を付加する。

三 争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 争点及び争点に関する当事者の主張」（原判決6頁2行目から同10頁5行目まで）に記載したとおりであるから、これを引用する。

原判決6頁24行目「被告の職員の」から同26行目「申告内容を認めていたものであり」までを「資料を添付した上で確定申告し、被控訴人の職員は検算した上で通勤費用の実額控除をした申告を受け付けてきたもので、笠岡税務署長は督促照会等もせず上記申告を受理してきた。したがって、遡って課税するのは常識に反し」と改める。

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所も、控訴人の請求には理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の「1」及び「2」（原判決10頁7行目から同13頁8行目まで）に記載したとおりであるから、これを引用する。

1 原判決11頁10行目末尾に改行して次のとおり付加する。

「仮に、控訴人が、概算控除（給与所得控除）を利用することなく、控除額を全て実額控除によって計算して申告していたのであれば、控訴人が主張する通勤に要する実費相当額を控除額に含めることが認められてもしかるべきであろう。しかし、その場合には、控訴人に関する給与所得の概算控除額と控訴人が確定申告に際して控除した交通費実額とを対比すると前者の方が遙かに大きく、その他の実額控除すべきものとして証明できるものが多少あるとしても、概算控除を利用するよりも控除額が少額になってしまい、その結果所得金額が高額になり納税額が増加する可能性も大きいものと考えられる。控訴人は、概算控除を利用して申告しているのであるから、重ねて通勤に要する実費相当額を控除することを許すならば、二重の控除を認めることになりかねない。」

2 原判決11頁17行目冒頭に「ア」を付加し、同12頁4行目末尾に改行して次のとおり付加する。

「イ 控訴人が、仮に、勤務先が通常の給与とは別に通勤にかかる費用を支給するか否かで扱いを異にすることが不平等であると主張していると解するとしても、最高裁昭和60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁は、「租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法14条1項に違反するものではない」と判示している。

概算控除制度を設けた趣旨は上記原判決を引用したとおりであってその立法目的は正当なものであり、通勤に要する費用の取扱いが、勤務先が通常の給与とは別に通勤にかかる費用を支給するか否かで扱いを異にしていたとしても、通勤形態や勤務先との給与関係にかかる事情に左右されるものと考えられるから、そのことが立法目的との関係で著しく不合理であるとはいえず、憲法14条に違反するものではない。」

3 原判決12頁11行目「しかしながら、」の次に、下記のとおりに付加する。

「租税法律関係においては、信義則の法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである（最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決 判時1262号91頁）。

これを本件に当てはめると、確定申告は、自己申告が前提であるので、申告書類に添付資料の不足等の形式的不備がなければ、申告内容について後日問題となる余地があるかどうかはともかくとして、所轄税務署とすれば申告自体は受け付けざるを得ない。申告内容について問題となる事項が含まれていれば、後日、税務署の方から修正申告等を促す等の対応をすることになる。」

4 原判決12頁17行目「受理していたとしても、」の次に「直ちに控訴人が主張するように検算して交通費の実額控除があるものと認識し、これを是認する旨の見解を表明して受け入れたものとか、2年間とはいえ、上記実額控除を認めてきたとは認められず、そうすると、納税

者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存するとはいえないから、」を付加する。

二 結論

以上によれば、控訴人の請求には理由がないからこれを棄却した原判決は相当であり、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 高田 泰治

裁判官 檜皮 高弘

裁判官 金光 秀明